春日井市立石尾台小学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教 員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1)「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・学校評価アンケート等、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策 に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握 に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア
「三つの合い言葉」の実践をめざす。

- **い** いっしょうけんめい がんばる子
- し しんせつで 思いやりのある子
- お おおきな声で あいさつができる子
- イ 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

- ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の 大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット いじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、 警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づく りを行う。
- カーネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて 対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

<重大事態とは(「いじめ防止対策推進法」第28条)>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を 欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

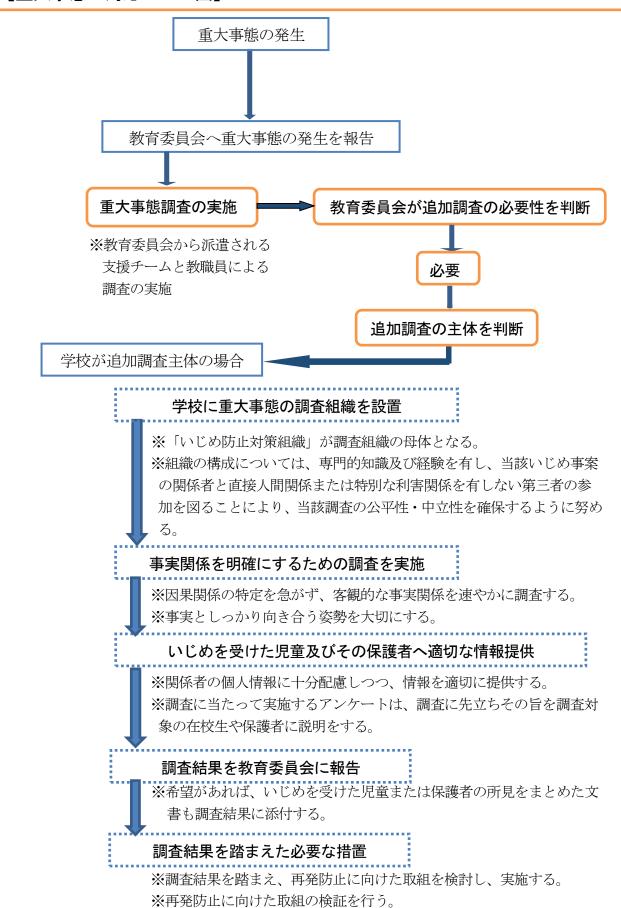
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル (PLAN \rightarrow DO \rightarrow CHECK \rightarrow ACTION) で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<いじめ防止に関する年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」		未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	P	○「学校いじめ基本方 針」の内容の確認	○相談室やSCの児童、 保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成 長) ○「なかよし遠足」(異年	○いじめ相談窓口の 児童、保護者への周 知○身体測定	○PTA総会、学級懇談 会での「学校いじめ基 本方針」の説明
5 月	D D	○現職研修①「ソー シャルスキルトレー ニング(SST)」	齢集団活動)		○あいさつ運動
6 月	C		○情報モラル指導(ネッ トモラル)	○「心のアンケート (いじめアンケー ト)」○教育相談週間	○学校評議員への学校 行事・授業の公開
7 月 8 月	A A	○中間評価→検証			○個人懇談会
9 月	P		○福祉体験	○身体測定	○あいさつ運動
月	D			○「心のアンケート (いじめアンケー ト)」○教育相談週間	○学校評議員への学校 行事・授業の公開
11 月	C				○あいさつ運動
12 月			○人権週間(講話)○赤い羽根募金活動		○個人懇談会
月	A	○全教職員による学校評価アンケート○自己評価	○学校保健委員会	○身体測定○児童対象の学校評価アンケート	○保護者への学校評価アンケート○学校評議員への学校行事・授業の公開
2 月					○あいさつ運動
3 月	P	○学校関係者評価の結 果を検証し、「基本方 針」の見直し	○卒業生を送る会		○学校関係者評価委員 会で「自己評価」の評 価を行う。
年	^	○校内のいじめに関する情報の収集○対応策の検討	○集会における校長講話○道徳教育、体験活動の充実○分かる授業の充実○全校で取り組むSST	○健康観察の実施○SCによる相談	

[※]いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。